監査の種別 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

監査の対象 子ども家庭部 子ども育成課

監査の範囲 平成27年4月1日から平成28年3月31日までにおける事務の執行

実 施 期 間 平成28年4月11日から平成28年6月23日まで

監查委員 田村 桂一 · 杉山 行男

#### 指摘事項

#### (1) 郵券(切手)の管理について

係によっては残数の記録がなく管理簿としては 機能していなかったり、メモ程度の記録で使用 者が不明のものがあった。

郵券受払簿に特段の定めはないが、残数がわ かる様式を使用し、年度末には2名以上の職員 が残数を確認されたい。

(子ども育成課)

#### 改善措置等

郵券(切手)の管理簿の様式を改め、「日付・ 郵券は適正に保管しているが、受払の記録が 使用者・用途 に加え、「購入数」「使用数」「残 枚数」を記載するものとした。

> またページごとに、庶務担当係長(子ども育 成係長)、課長の確認印欄を設け、ページの変 わり目や年度末に2名で確認する運用に改め ている。

- (2)補助金の交付事務に係る文書管理につい て
  - ① 私立幼稚園就園奨励費補助金及び私立幼 稚園等園児保護者負担軽減補助金の交付申 請について、当該交付申請書に市の収受印 の押印がなかった。
  - ② 認証保育所利用者補助金の交付申請につ いて、当該交付申請書の起案書の収受日と 交付申請書の提出日に相違が見られた。
  - ③ 民間保育所等振興費における各種補助金 の交付決定について、当該交付決定通知書 の起案書には抽出した1園のみの決定内容 が添付されているだけで、同日に決定した 他の複数の園の決定内容の添付がなかっ た。

それぞれの交付要綱及び交付基準に基づ き交付事務を進め、文書管理規程にのっと り適正に事務処理をされたい。

(子ども育成課)

- ① 当該補助金の交付申請書の収受について は、文書管理規程に基づき文書収受票を作成 し、適正に処理をしていくこととした。
- ② 当該補助金の交付申請書の収受について は、文書収受票を作成し、その後の保護者の 都合等で遅れて提出があった申請書につい ても、その都度、文書収受票を作成すること により、交付申請書の収受日と提出日に相違 がないよう徹底を図った。
- ③ 各種補助金の交付決定について、文書管理 規程に基づき起案用紙に全ての交付決定通 知書を添付するよう徹底を図った。

監査の種別 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

監査の対象 子ども家庭部 子ども家庭支援課

監査の範囲 平成27年4月1日から平成28年3月31日までにおける事務の執行

実 施 期 間 平成 28 年 4 月 11 日から平成 28 年 6 月 23 日まで

監 査 委 員 田村 桂一 · 杉山 行男

#### 指摘事項

#### (1) 郵券(切手)の管理について

郵券は適正に保管しているが、受払の記録が 係によっては残数の記録がなく管理簿としては 機能していなかったり、メモ程度の記録で使用 者が不明のものがあった。

郵券受払簿に特段の定めはないが、残数がわ かる様式を使用し、年度末には2名以上の職員 が残数を確認されたい。

(子ども家庭支援課)

### (2)休日等振替の運用誤り及び超過勤務手当の支給漏れについて

①平成26年4月18日に庁議決定されている「休日等振替の運用について」によれば、休日等振替命令を行う際は、原則同一週内に振替日を指定することとされている。同一週内に振替日が取得できなかった場合は超過勤務手当100分の25が支給されるので、超過勤務手当報告時に休日等振替命令簿の原本を職員課に提出することとされている。

しかし、超過勤務手当報告書(以下、報告書) に休日等振替命令簿の原本は添付していたが、 休日等振替時間数を記載しておらず(報告漏れ)、本来、支給漏れの可能性があったが、職 員課において、休日等振替命令簿の原本から超 過勤務手当が支給されていた。(4月分、6月 分、8月分、10月分、11月後半分、12月分)

②報告書に休日等振替時間数を記載しておらず、休日等振替命令簿の原本も添付していなかった月は支給漏れとなっていた。(2月分、3月分)

#### 改善措置等

(1) 郵券(切手)の管理について

郵券受払簿を新たに作成し、発書月日のほ か、宛先名、使用目的、使用者、残枚数、購入 枚数を記録し管理することとした。

また、残数については、年度末ごとに2名の 職員による郵券受払簿の精査及び残枚数の 確認を行うこととし事務改善を図った。

(2)休日等振替の運用誤り及び超過勤務手当の支給漏れについて

休日等勤務に対する原則同一週内の振替日の指定について再度徹底を図るとともに、超過勤務手当報告書の記載事項等について全職員による再確認(認識)を実施した。

なお、支給漏れについては、既に職員課と協 議の上適切に処理を行っている。 ③翌月の末日までにやむを得ず振替不能な場合は、「超過勤務等命令簿【振替未取得清算用】」の原本を職員課に提出することになっているが、未提出であった。また、振替不能な場合は超過勤務手当 100 分の 110 が支給されるが、報告書を提出しておらず支給漏れとなっていた。

「休日等振替の運用について」のとおり適正 に運用されたい。

(子ども家庭支援課)

#### (3)職員の旅費について

①職員課が所管する派遣研修の旅費は職員 課で支払われるが、子ども家庭支援課の出張旅 費でも支払があり、二重に支払われていた。

これは所管課で管理する旅行(出張)命令書にも派遣研修の旅費の合計が記入されていたためである。

前回の定期監査でも同様の誤りがあるが、その報告書では「職員課が所管する研修は職員課長が命ずるものであり、所属長が命ずる出張とは区分するべきである」と旅行(出張)命令書には記入しないよう指摘していた。

しかし、今回、職員課の見解を確認したところ、旅行(出張)命令書には派遣研修を記入するが、二重支払を防ぐために「職員課支払」と記入するよう見解を示した。

よって、職員課の見解どおり記入されたい。 ②出張旅費の支給について、通勤定期券を所 有している者が、出張の旅費に通勤定期券の区 間の運賃を反映させていなかった。

旅行(出張)命令書の記載方法を正しく理解 し、旅費の算定に誤りのないように注意された い。

(子ども家庭支援課)

# (4) 物品購入における不要な調書の打ち出しについて

予定価格が「1万円未満の物品購入」の「見 積経過調書」を打ち出し、決裁を取っている。 1万円未満の物品購入の際には見積徴取を省略

#### (3)職員の旅費について

職員旅費の支給区分に、職員課分と主管課分 があること、旅行(出張)命令書の記入方法等 (通勤定期券の有無など)について全職員によ る再確認(認識)を実施した。

なお、誤支給した旅費については、既に職員 課と協議の上適切に処理を行っている。

# (4) 物品購入における不要な調書の打ち出しについて

「随意契約ガイドラインにおける『見積徴取の省略』について(補足)」について全職員が再確認し事務の効率化を図った。

でき、見積経過調書の打ち出し及び決裁は不要 であるが、見積書原本がある場合はこの限りで はない。しかし、見積書を徴取していないので これらの見積経過調書は不要である。

「随意契約ガイドラインにおける『見積徴取 の省略』について(補足)」を理解し適正に運用 されたい。

(子ども家庭支援課)

監査の種別 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

監査の対象 子ども家庭支援課の定期監査に伴う職員課所管分

監査の範囲 平成27年4月1日から平成28年3月31日までにおける事務の執行

平成28年4月11日から平成28年6月23日まで 実施期間

監査委員 田村 桂一 · 杉山 行男

#### 指摘事項

### (1) 休日等振替の運用誤り及び超過勤務手当 の支給漏れについて

な運用が開始され、その際、説明会も実施され た。しかし、今回指摘があったことは前回の定 周知していきたい。 期監査でも同様の指摘がされており、運用が難 しく、正しく理解されていないと思われる。職 員課は、職員が適正に休日等振替の運用をでき るよう、改善を要望する。

#### 改善措置等

庁内LANのキャビネット内に平成26年4月 に実施した説明会用資料、記入例等を掲載し、 休日等振替の運用は、平成26年4月から新た 周知徹底を図ったところだが、制度内容が複雑 なことは認識している。制度定着まで繰り返し

(職員課)

監査の種別 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

監査の対象 教育部 生涯学習推進課

監査の範囲 平成27年4月1日から平成28年3月31日までにおける事務の執行

実 施 期 間 平成 28 年 4 月 11 日から平成 28 年 6 月 23 日まで

監 査 委 員 田村 桂一 · 杉山 行男

#### 指摘事項

#### \*\*\*\*\*\*\*

#### (1) 文書収受について

定例又は簡易な文書は、余白に課収受印及び 回付印を押印し、年度、係名、文書分類、保存 年限及び公開区分を記入することとされてい るが、それらの事項を記入せず、決裁を受け、 供覧するにとどまっている。

福生市文書管理規程に基づき適正に事務処 理をされたい。

(生涯学習推進課)

(2) 施設使用申請書等の記入漏れについて 公民館、地域会館(扶桑、かえで、さくら、 松林、白梅)、プチギャラリーの免除使用申請 において、使用料を免除できる範囲は定められ ており、申請書にその旨チェックする欄が設け られている。しかし、該当区分にチェックがな いまま免除申請を受けている例が多く見受けら れた。

実際には、免除非該当の申請はなかったが、 それぞれの規則に基づき適正な使用手続とされ たい。

(生涯学習推進課)

- (生涯子智推進)
- (3) 補助金の交付事務について 次のような不適切な事務処理が見受けられた。
- ①社会教育関係団体補助金 補助金交付申請の添付書類の不備(申請日 と添付書類の整合性)
- ②青少年育成地区委員長会主催事業補助金 補助金交付申請書の誤記入での受付(対象 事業費とその財源内訳合計額が不一致)

改善措置等

指摘事項に従い、適正に処理を実施した。今後は福生市文書管理規定を遵守するとともに、 誤記入や記入漏れのないように、収受時等に厳密に確認する。

指摘事項を地域会館(扶桑、かえで)、プチギャラリーの管理担当者に指導し、チェック漏れがないように指示するとともに、使用料免除の範囲とチェック欄の同一性を確認したうえで決裁することとした。今後は定期的に地域会館を巡回する際、会館管理担当者と相互に確認を実施する。

- ①指摘事項に従い、申請書受付時の記入事項の 確認を徹底し、適正に処理をした。今後も厳密 なチェックを実施する。
- ②指摘に従い、申請書受付時の記入事項の確認 を徹底し、適正に処理をした。今後は申請者と 内容を厳密に確認していく。

- ③青少年地区委員会組織活動補助金 補助金等交付決定通知書の不備(対象事業 費が未記入)
- ④登録文化財保護奨励金
  - ・交付決定通知書の様式誤り(「申請」とすべきところ「依頼」となっている。)
  - ・申請、請求者名と支払先の相違(申請、 今後は交付要総 請求は会社名でされているが、支払先は個 処理を実施する。 人あてになっている。申請、請求者名を個 人名で受け付けるのが正しい。)

それぞれの交付要綱及び交付基準に基づいた 正確な審査を行い、適正に事務処理をされた い。

(生涯学習推進課)

③指摘のとおりに対象事業費の記入を徹底した。今後は申請者と内容を厳密に確認していく。

④交付決定通知書の「依頼」を「申請」に修正 した。また、申請、請求、支払先について個人、 法人の相違を訂正し、個人に統一した。

今後は交付要綱、交付基準に基づき、適正な 処理を実施する。

監査の種別 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

監査の対象 教育部 公民館

平成27年4月1日から平成28年3月31日までにおける事務の執行 監査の範囲

実施期間 平成28年4月11日から平成28年6月23日まで

監查委員 田村 桂一 · 杉山 行男

#### 指摘事項

### (1) 文書収受について

定例又は簡易な文書は、余白に課収受印及び 回付印を押印し、年度、係名、文書分類、保存 年限及び公開区分を記入することとされてい るが、それらの事項を記入せず、決裁を受け、 供覧するにとどまっている。公民館において

は、文書管理に必要な回付印の存在もない。 福生市文書管理規程に基づき適正に事務処

(公民館)

(2) 施設使用申請書等の記入漏れについて 公民館、地域会館(扶桑、かえで、さくら、 松林、白梅)、プチギャラリーの免除使用申請 において、使用料を免除できる範囲は定められ ており、申請書にその旨チェックする欄が設け られている。しかし、該当区分にチェックがな いまま免除申請を受けている例が多く見受けら れた。

実際には、免除非該当の申請はなかったが、 それぞれの規則に基づき適正な使用手続とされ たい。

(公民館)

#### (3) 公印管理について

理をされたい。

錠できる金庫に保管しているが、出納印(領収 印) は執務時間外でも机上に置いたままになっ ている。福生市公印規則第12条によれば、

「公印は、常に堅固な容器に納め、執務時間 外、休日及び週休日には、容器に封印又は錠を 施しておかなければならない。」とされてい る。

#### 改善措置等

文書管理に必要な回付印を購入した。 定例又は簡易な文書は、余白に課収受印及び 回付印を押印し、年度、係名、文書分類、保 存年限及び公開区分を記入することとした。

公民館、地域会館(さくら、松林、白梅)の 使用申請書において、区分チェック欄の記入 を確認し申請受付することと、使用料免除の 範囲とチェック欄の同一性を確認したうえで 決裁することに統一した。

公民館本館において、執務時間外は、出納印(領 公民館本館では、福生市公民館長印などは施 | 収印) を施錠できる金庫に保管することとし た。

規則に基づいた適切な管理をされたい。

(公民館)

(4)嘱託職員の費用弁償未払について 松林会館嘱託職員の平成28年6月分費用弁 償が未払であった。

適切な事務処理をされたい。

(公民館)

(5) 社会教育団体への福生市民会館大・小ホール借上料援助事業について

援助事業申請書及び終了報告書の文書収受が 起案されていない。また、取扱要領によれば、 事業終了報告書は、事業終了後1か月以内と定 められているが、援助事業4件のうち2件が1 か月を超えての報告となっている。

この事業は、公民館を利用する社会教育団体が、市民会館の大・小ホールで活動報告(発表)をするとき、予算の範囲内でその借上料を援助する(公民館が借上料を支払う。)というもので、補助金交付に近い。取扱要領に基づき適正に事務処理をされたい。

(公民館)

毎月末、届出の有無を本人と支払担当者の双方で確認し、支払事務を行うことを徹底させた。

福生市民会館大・小ホール借上料援助事業の 申請書及び報告書について、文書管理システム による文書収受を行うことを確認した。

取扱要領により、事業終了報告書は、事業終 了後 1 か月以内と規定されていることについ て、申請時及び決定通知時にお知らせし、報告 書の提出期限厳守を徹底することとした。